

○津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する規則

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第8号）の規定による育児休業の承認の請求手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の育児休業等に関する事項については、津山市職員の育児休業等に関する規則（平成4年津山市規則第14号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。